

15.9.11  
494

勞務券六〇二〇部

大正十五年九月十日

警視總監 太田 政 弘

内務大臣 濱口 雄 幸 殿  
社會局長官 長岡隆一郎 殿  
京都大阪神奈川兵庫愛知  
福岡千葉各府縣長官 殿

東京市水道局積業負要求提出問題ノ件

(第九報)

首題ニ関シ積業負側ハ既報後何等ノ行動ナク最近ニ至

した茲に於て私達は幾多不吉な不安に襲はれ水取ハ心  
はるら水取ナリ等した。万一か、了不安な状態が持續  
スル人加至水何單に私達の不安、みに止まらず實に貧  
しさに苛まされつゝ、ある私達の家族一同をして益々困惑  
へ導くのみならず何卒何卒か、了諸事情之の貴察の上  
私達の積年の生活に緩和をせらるゝと共に家族一同に安  
心と満足と共にせらるゝべく越極之は存心ながら敢て閣下の  
憐憫を望みたすはん事之茲に謹んて懇願いたす。

大正十五年九月

市電自治會水道部

従業員 一同

内務大臣 濱口 雄 幸 殿